

平成20年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成20年9月3日(水)
13:30~14:30
2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室
3. 委員の定数 13名
出席委員 8名
漁業者代表: 太田嘉俊、桂川善彦、神谷 清、萩永茂生、
吉澤 喜
遊漁者代表: 安藤幸道
学識経験者代表: 駒田格知、吉村朝之

4. 内 容

- ・漁業法第11条第4項の規定に基づく公聴会の開催について
- ・審議事項 議第4号 遊漁規則の一部変更について
議第5号 区画漁業免許に伴う漁場計画に係る答申について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○会長

それでは、只今から、平成20年度 第2回 の内水面漁場管理委員会を開会します。
委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
本日は、議題の審議に入ります前に、本年4月30日付けで岐阜県知事から諮問の
ありました、区画漁業免許に伴う漁場計画(案)についての公聴会を開催しますので、
皆さんよろしくお願いいたします。
本日の出席委員数の確認を、事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

○森書記

本委員会委員定数13名中8名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規
程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

○会長

本日の議事録署名者には、奥村委員さんと吉村委員さんをお願いしたいと思いき
ますが、奥村委員さんの到着が遅れておりますので、奥村委員さんがみえない場合は、桂
川委員さん、よろしくお願いいたします。

【漁業法第11条第4項の規定に基づく公聴会】

○会長

それでは、漁業法第11条第4項の規定に基づく公聴会ということですが、事務局
に説明を求めます。

○松田書記

それでは、両面刷り1枚紙となっております、漁業法第11条第4項の規定に基づく公聴会資料をご覧ください。

前回の委員会におきまして、岐阜県知事から、区画漁業免許に伴う漁場計画（案）に係わる諮問がございましたが、これに対しまして、委員会が意見を述べようとする場合には、漁業法第11条第4項、下記に条文を記載しておりますが、公聴会を開きまして、利害関係者から意見をきかなければならないこととなっております。

公聴会開催が義務づけられている理由につきましては、「漁民の生の生活体験から出される要請を十分に尊重するため」というものでございますが、これを踏まえまして、次ページ公報の写しをご覧ください。8月15日付けの告示におきまして、8月25日までの期限をもって公述人を募りましたが、結果、公述希望者は現われませんでした。

○会長

どういう事となりますか。

○森書記

実質、公聴会はこれで終了となります。

【議第4号】

○会長

それでは、続きまして、議事のほうに入ります。議第4号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは議第4号「遊漁規則の一部変更について」を説明させていただきます。本議題は遊漁規則の一部変更について、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。P3をご覧ください。まず、遊漁規則変更内容の概要ですが、今回申請を上げている漁協さんは3つでございます。中身につきましては、海津市漁協さんにつきましては、海津町内の大江川と中江川にございます、採捕禁止区域の採捕禁止期間の延長で、現行、2月1日から9月30日までを、2月1日から12月24日までにするものでございます。和良川漁協さんにつきましては、現場加算料の増額、魚種、アユについて、減免対象者のものも併せて2,000円にするものでございます。また、宮川漁協さんにつきましても、現場加算料の増額、減免対象者のものも併せて、一律、アユ2,000円、雑魚1,300円にするものでございます。それでは新旧対照表に沿って説明させていただきます。次ページをご覧ください。まず、海津市漁協さんですが、禁止区域となっております、表中、大江川の3箇所と中江川の1箇所の禁止期間、現行2月1日から9月30日までを、2月1日から12月24日までにするものでございます。変更理由といたしましては、組合経営の悪化に伴い種苗放流に対する経費が潤沢でないこと、また、コイハシウイルス病の蔓延によりコイの種苗放流による増殖が困難なこと等から、コイ・フナ的主要生息域である当該区域の採捕禁止期間を延長し、その繁殖保護を図るというものでございます。施行予定年月日は認可の日です。次ページをご覧ください。続きまして和良川漁協さんですが、参考となります資料は次ページ以降に添付してございます。魚種アユの、現場加算料、現行1,000円を2,000円に、また、下表の方へ行っていただきまして、同じくアユについて、心身障害者、75歳以上の者の現場加算料を、現行1,000円から2,000円にするものとなっております。変更理由といたしましては、近年、遊漁料を支

払う意志の無い無鑑札遊漁者が増加し対応に苦慮しているため、その抑止力として現場加算料を増額するというものでございます。なお、当組合では24時間営業の店3店で遊漁証を販売するとともに、このことを釣り場案内により広告する等、遊漁者への配慮に努めています。施行予定年月日は平成21年1月1日となっております。続きましてP8をご覧ください。それでは最後となりますが、宮川漁協さん、参考となります資料は次ページ以降に添付してございます。アユの現場加算料、現行700円を2,000円に、また、雑魚の現場加算料現行700円を1,300円にするものとなっております。また、下表へ行っていただきまして、中学生、心身障害者の現場加算料、現行350円、また、75歳以上の者の現場加算料、現行140円を、ともにアユ2,000円、雑魚1,300円にするものでございます。変更理由といたしましては、近年、遊漁料を支払う意志の無い無鑑札遊漁者が増加し対応に苦慮しているため、その抑止力として現場加算料を増額するというものでございます。なお、当組合では24時間営業の店10店で遊漁証を販売するとともに、このことをのぼりにより示す等、遊漁者への配慮に努めております。施行予定年月日は平成21年1月1日となっております。以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

それではご意見など無いようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。議第4号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので議第4号については原案のとおり決定します。

では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記

【答申文案の朗読】

【議第5号】

○会長

それでは、議第5号「区画漁業免許に伴う漁場計画に係る答申について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは議第5号、「区画漁業免許に伴う漁場計画に係る答申について」を説明させていただきます。本議題は、漁業法第11条第1項の規定により岐阜県知事から意見を求められた区画漁業免許に伴う漁場計画（案）について、同条第4項の規定により意見を述べるものでございます。次ページをご覧ください。前回の委員会におきましても説明させていただきましたが、これが、区画漁業免許一斉切替までのフローで

ございます。現在、今委員会の冒頭をもちまして、③番の公聴会まで終了しておりますが、議第5号につきましては、これらを踏まえまして、④番の答申をするものでございます。漁場計画（案）につきましては、次ページ以降に添付してございますが、前回、説明させていただいておりますし、その時と変わっておりませんので、割愛させていただきたいと思います。そして、これらの流れを踏まえまして、区画漁業免許に伴う漁場計画に係る答申の方針（案）としましては、当該漁場計画（案）は、担当者が現地調査を行い、かつ、漁業者等から聞き取りを行い策定されたものであること、また、係る利害関係者からの意見等も無いことから、漁民の要望が十分に反映されており、公益的見地からも問題が無いと思われ、適正であるというものでございます。以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

それではご意見なども無いようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。議第5号「区画漁業免許に伴う漁場計画に係る答申について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので、議第5号については原案のとおり決定します。

では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記

【答申文案の朗読】

○会長

以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、何かご発言はありませんか。

○森書記

先日ある組合から、家族で川へ泳ぎにみえた方がヤスやモリを使って、魚を突くことはできないのですが、遊んでいるという話がありました。漁業調整規則上は8月15日までは禁止になっていますが、それを何とか徹底できないかというご相談がありました。先日、安藤委員さんにもお話させていただいて、ある程度販売店の方にも周知していただいた方がいいのかなというお話があったのですが、これについてもっといい方法があれば、委員さんの方からご提案いただきたいのですが。

○太田会長

これは私どもの組合での話なのですが、7月16日の晩にヤスでアユを獲っていた人が検挙されました。夜のことで私も分からなかったのですが、翌朝、白川駐在所の

の方から聞いたのですが、16日の晩11時頃ということで、警察の方へ通報があったそうです。加茂署の方から初犯ということでどうしようという相談がありました。が、昼間に知らずにやったというものではなくて、今年は水が少なくて魚が見えるので入りたいという気持ちは分かるのですが、規則は規則ですので、そういう違反をする人は、組合単位で話をされていて解決しないので、警察に入っていた方が早いのですけども。

○森書記

今、会長さんが言われたようなケースもございますが、人によってはルールすら知らない。今回相談がありましたのは、家族連れで、子供が、魚は刺せない、捕ることはできないのですけど、そういう行為をしているというものです。監視員さんはルールを守らせようと注意するんですが、いざこざがおこっているというものです。実際、販売店ではヤスとかモリとかを販売しておりますので、販売に際して、例えば注意書きとかをすることにより周知させることはできないかということでご相談させていただいているのですが。。

○会長

地元の販売店などでは周知されているのですが、他県からみえる方は、最初から準備されて来るものですから。

○森書記

ただ、最初からアユとかを獲りに来る人と、何も知らずに家族で川で遊んでいる人とは若干ニュアンスとかが違うと思いますので、そこをどうしたものかと。

○神谷委員

私どもの組合では網の密漁とかがいつも挙がるのですが、漁業調整規則の中に入っていないものですから、夜中に捕まえてくれた人が「何しに行ったのか」ということになりますし、「知らなかった」で通ってしまうということでは、弱いんです。規則類が改正できるのかできないのかは分かりませんが、やってもらわないと。

○森書記

漁業調整規則で規定している漁具・漁法といいますのは、先ほどのモリ、ヤス、それからガリなどもあるのですが、そういった引っかけの関係は危険があるということで制限があります。それから、毒を流すとか電気を流すものについては、魚を大量に捕ったり、殺したり、危険があるということで禁止となっています。それから、梁なんかは、やれるのが8月から10月までとなっています。この様に根本的なものは整理させていただいているんですが、投網とか張り網とか、各漁協さんの実態によって期間等がずれているんですが、そこらを規制してしまうともっと混乱すると思います。やはり、そういった部分は組合の規則で制限してもらわなければならないと考えています。

○神谷委員

岐阜県ではどこの川でもやってはいけないということにしてしまっ、全体を縛ってしまっ、申請が上がってきたものについてのみ許可するという、逆の発想で考えていただかないと、捕まえても何にもならないです。

○吉澤委員

私どもの組合では、それなりの権利ということで10年間免許を受けているわけで

すから、ヤスについては一切ダメということにしております。

○神谷委員

権利と許可の問題が2つ絡んでくるので難しいのですが、私どもの組合では一番の主流は網なんです。漁業調整規則で縛りのあるもの以外として、網とかの問題があるのです。

○吉澤委員

私どもの組合では、組合員以外は網とかは一切ダメです。

○神谷委員

ダメということは分かっているのですが、やるんです。

○森委員

今の取締りの話ですが、漁業調整規則違反であれば直罰ということで罰則規定がありますので警察にも動いていただけるのですが、組合の遊漁規則、行使規則に違反しても警察は動く道理がないんです。ただ、地元で連携が取れていれば、何らかの応援はしていただけるという話も聞いています。漁業法上、遊漁規則、行使規則に違反した場合は、例えば釣り人が投網を打ったりしたりした場合は、漁業権の侵害、親告罪ということで、検察なりに訴えるしか方法は無いです。ただ、その事務的手続きが非常に煩雑だということで、組合によっては内規的に示談というようなものをつくっていて、その内容で相手が了承すればそれで示談するというのが実態だろうと思います。全てが甘じがらめにしてしまうと、かえって組合さんの活動が大変になるのではないかと思います。

○会長

私どもの組合ではいつも、解禁の1週間ぐらい前には解禁がいつだということを加茂署の方に連絡しています。警察の方にはよく協力させていただいております。大変ありがたいと思っています。そういうわけで、管内の警察の方との連絡を密にさせていただきたいと思っています。

○会長

他に何かございませんか。それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

平成20年9月3日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員